

4 生活・年金・手当の相談

1. [障害基礎年金](#)・[障害厚生年金](#)

《制度概要》

病気やけがで障害が残り、仕事や生活が制限される方が受取ることができる年金です。受取りには、障害の程度や、年金の保険料納付状況などの条件があります。

I 障害基礎年金（初診日が国民年金被保険者期間の方）

《お問い合わせ・申請先》 窓口にお越しになる際は、ご予約をお願いします。

- 生活振興部地域振興課国民年金係

[江戸川区中央 1-4-1（区役所本庁舎）](#) 電話：03-5662-0574

第3号被保険者期間に初診日がある方の窓口は江戸川年金事務所（電話：03-3652-5106（代表））になります。

II 障害厚生年金・障害手当金（初診日が厚生年金被保険者期間の方）

《お問い合わせ・申請先》 窓口にお越しになる際は、ご予約をお願いします。

- [江戸川年金事務所](#) 電話：03-3652-5106（代表）

2. [特別障害給付金](#)

《制度概要》

国民年金に任意加入していなかった期間（昭和61年3月以前の厚生年金等の加入者の配偶者だった期間、平成3年3月以前の学生だった期間）に初診日があり、障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する方が、受取ることができる給付金です。

《お問い合わせ・申請先》 窓口にお越しになる際は、ご予約をお願いします。

- 生活振興部地域振興課国民年金係

[江戸川区中央 1-4-1（区役所本庁舎）](#) 電話：03-5662-0574

3. 生活保護

《制度概要》

病気、けが、失業などにより生活に困っている人に、その世帯の最低限度の生活を保障し、一日でも早く自立できるよう支援する制度です。

《お問い合わせ・申請先》

区民課 所管区域(中央 1~4 丁目、松島 1~4 丁目、松江 1~7 丁目、東小松川 1~4 丁目、西小松川町、大杉 1~5 丁目、西一之江 1~4 丁目、上一色 1~3 丁目、本一色 1~3 丁目、一之江 1~5 丁目、松本 1~2 丁目、興宮町)、**小松川事務所** 所管区域、**東部事務所** 所管区域(西瑞江 3 丁目・4 丁目 5~9 番地、春江町 2~3 丁目、江戸川 2~3 丁目・4 丁目 1~14 番地)、**鹿骨事務所** 所管区域(新堀 1~2 丁目、春江町 1 丁目) にお住まいの方

⇒ [生活援護第一課相談係](#)

江戸川区中央 1-3-17(区役所分庁舎) 電話:03-5662-8169

小岩事務所 所管区域、**東部事務所** 所管区域(東瑞江 1~3 丁目、江戸川 1 丁目、谷河内 2 丁目、下篠崎町、篠崎町 3~6 丁目、南篠崎町 1~5 丁目、東篠崎町、東篠崎 1~2 丁目、瑞江 1~4 丁目)、**鹿骨事務所** 所管区域(谷河内 1 丁目、鹿骨町、鹿骨 1~6 丁目、上篠崎 1~4 丁目、篠崎町 1~2 丁目・7~8 丁目、西篠崎 1~2 丁目、北篠崎 1~2 丁目、東松本 1~2 丁目) にお住まいの方

⇒ [生活援護第二課相談係](#)

江戸川区東小岩 6-9-14(小岩区民館) 電話:03-3657-7855

区民課 所管区域(春江町 4 丁目、一之江 6~8 丁目、西瑞江 4 丁目 1~2 番地・10~27 番地、江戸川 4 丁目 15~25 番地)、**葛西事務所** 所管区域 にお住まいの方

⇒ [生活援護第三課相談係](#)

江戸川区東葛西 7-12-6 電話:03-5659-6610

4. [くらしごと相談室（生活困窮者自立支援制度）](#)

《概要》

さまざまな課題や問題を抱えて、このままでは生活保護に至る前段階の方に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、その他の支援を行い、自立に向けた各種支援をおこなう制度です。

《お問い合わせ・申請先》

区民課 所管区域(中央 1~4 丁目、松島 1~4 丁目、松江 1~7 丁目、東小松川 1~4 丁目、西小松川町、大杉 1~5 丁目、西一之江 1~4 丁目、上一色 1~3 丁目、本一色 1~3 丁目、一之江 1~5 丁目、松本 1~2 丁目、興宮町)、**小松川事務所** 所管区域、**東部事務所** 所管区域(西瑞江 3 丁目・4 丁目 5~9 番地、春江町 2~3 丁目、江戸川 2~3 丁目・4 丁目 1~14 番地)、**鹿骨事務所** 所管区域(新堀 1~2 丁目、春江町 1 丁目)にお住まいの方

⇒[くらしごと相談室 中央](#)

江戸川区中央 1-3-17(区役所分庁舎) 電話 03-5662-0085

小岩事務所 所管区域、**東部事務所** 所管区域(東瑞江 1~3 丁目、江戸川 1 丁目、谷河内 2 丁目、下篠崎町、篠崎町 3~6 丁目、南篠崎町 1~5 丁目、東篠崎町、東篠崎 1~2 丁目、瑞江 1~4 丁目)、**鹿骨事務所** 所管区域(谷河内 1 丁目、鹿骨町、鹿骨 1~6 丁目、上篠崎 1~4 丁目、篠崎町 1~2 丁目・7~8 丁目、西篠崎 1~2 丁目、北篠崎 1~2 丁目、東松本 1~2 丁目)にお住まいの方

⇒[くらしごと相談室 小岩](#)

江戸川区東小岩 6-9-14(小岩区民館) 電話 03-5876-7730

区民課 所管区域(春江町 4 丁目、一之江 6~8 丁目、西瑞江 4 丁目 1~2 番地・10~27 番地、江戸川 4 丁目 15~25 番地)、**葛西事務所** 所管区域にお住まいの方

⇒[くらしごと相談室 葛西](#)

江戸川区東葛西 7-12-6

電話 03-5659-6626

5. 特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

《制度概要》

精神障害の方を対象とした手当があります。手当の支給には障害の程度や年齢、所得制限、他の手当との併給制限などの要件があります。

詳しくは区ホームページをご覧ください。

・特別障害者手当

20歳以上の江戸川区にお住まいの方で、常時特別な介護を必要とする著しく重度の障害をお持ちの方

ホームページ：

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e041/kenko/fukushikaigo/shogaisha/teate/teate/tokubetsu.html>

・障害児福祉手当

20歳未満の江戸川区にお住まいの方で、常時介護を必要とする重度の障害をお持ちの方

ホームページ：

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e041/kenko/fukushikaigo/shogaisha/teate/teate/syogaiji.html>

・特別児童扶養手当

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している方

ホームページ：

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e041/kenko/fukushikaigo/shogaisha/teate/teate/fuyo.html>

《お問い合わせ・申請先》

- 福祉部障害者福祉課自立援助係

[江戸川区中央 1-4-1 \(本庁舎内\)](#) 電話：03-5662-0062